基本条項

別途お客様とエス・アンド・アイ株式会社で取り交わした個別のサポートサービス契約(契約書や注文書及ひ注文請書での成立も含む)の適用サービス条項で、本条項が適用された場合に、以下の条項に基づいてサービスが提供されるものとする。また、本条項と個別のサポートサービス契約に齟齬がある場合には、個別のサポートサービス契約の条件が優先する。

(機密保持・個人情報保護)

第一条

- 第一項 機密情報を下記の通り定義する。
 - (1) 「機密情報」とは、甲乙間の委託業務を遂行するにあたり、相手方から入手しうる一切の営業上または技術上の情報であって、書面・口頭・電子 媒体を問わず、開示の際に機密と指定した情報をいう。
 - (2) 機密情報を開示する場合、開示当事者(以下「開示者」という)は、開示の際に機密情報である旨を明記するか、または、口頭又は視覚的な形で開示され、機密である旨を明記していない場合には、開示の際に機密と指定の上、開示から2週間以内に機密内容を書面に要約して、機密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)に送付しなければならない。
- 第二項 以下の通り機密保持を行う。
 - (1) 受領者は、機密情報を委託業務遂行目的以外に使用してはならない。また、機密情報を再委託先業者以外の第三者に漏洩・開示してはならない。
 - (2) 受領者は、機密情報を改ざんしてはならない。
 - (3) 受領者は、機密情報を機密に保持するために合理的な安全保障の措置をとらなければならない。
 - (4) 受領者は、機密情報を再委託先業者に開示する場合、本契約に定める機密保持義務と同等の義務を課すものとする。
- 第三項 以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示時に既に公知の事実となっている情報
 - (2) 受領者が、開示前に既に知っていた情報
 - (3) 受領者が、開示者からの機密情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 受領者が、守秘義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
 - (5) 開示者が、機密情報としての扱いから除外することに同意した情報
 - (6) 法令の規定および公権力の発動により開示を要請される情報
- 第四項 本契約の履行に伴い、乙が甲または甲のお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合は、乙が制定する個人情報保護方針 〈https://sandi.jp/company/privacy〉に従い、当該個人情報を取り扱うものとする。 ただし、乙は提供するサービスにおいて個人番号を含む 個人情報(行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」)及び EU において 2018 年5月25日施工の「一般データ保護規則(GDPR)」の対象となる個人データを扱わないものとする。

(再委託・保守体制)

第一条

第一項 こは、こが選択する再委託先業者を使用して、本契約に定めるサービスを提供することができるものとする。

第二項 乙が選択する再委託先業者は、本契約の実行中は乙と同様の責任と義務を負い、これに違反した場合の責任はすべて乙に帰する。

(損害賠償)

第三条

- 第一項 乙が、本契約の履行において、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を生じさせた場合、その責任の範囲は、直接かつ通常の損害に対する 金銭賠償のみとし、かつ、損害発生の直接原因となった当該製品の損害発生年度の1年分のサービス料金を累積賠償額の上限とする。
- 第二項甲は乙の委託先に対しては何らの請求も行わないものとする。
- 第三項 乙は、いかなる場合にも、乙の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益その他間接的、結果的または付随的な損害および第三者からの賠償請求に基づく甲の損害については、責任を負わない。

(解約)

第四条 甲は契約開始日から 12ヶ月以上経過した場合、解約日の 70 日前までに書面にて乙に解約を通知することによって本契約を解約することができるものとする。 なお契約期間の中途で契約を解約した場合にも、甲は、契約期間満了迄の全期間に対応するサービス料金支払義務を負うものとし、解約時までに全額を乙に支払うものとする。 また既に受領済みのサービス料金は甲に返還されないものとする。

(解除)

- 第五条 甲または乙が次の各項のいずれかに該当する場合には、甲または乙は相手方に対して負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を喪失 してただちに弁済することを要するとともに、相手方は、何ら催告を要せず、本契約をただちに解除することができるものとする。
 - 第一項 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
 - 第二項 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または、会社更生手続の開始、破産、もしくは競売を申し立てられ、または、民事再生、会 社更生手続の開始または破産の申し立てをしたとき。
 - 第三項 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または、小切手につき不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。
 - 第四項 営業の廃止、または解散の決議をしたとき。
 - 第五項 営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - 第六項 監督官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき。
 - 第七項 その他、資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるとき。

(債権の消滅時効)

第六条 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合、時効により消滅するものとする。

(存続規定)

第七条 本契約終了後、または第四条、第五条に基づく本契約の解約後も、第一条(機密保持・個人情報保護)、第三条(損害賠償)及び第十一条(管轄 裁判所)ならびに個別サービス条項の損害賠償にかかる条項は有効に存続するものとする。

(契約条件の変更)

第八条サービス対象製品について、メーカーまたは再委託先業者の価格変更や契約条件の変更およびサポート終了の発表があった場合、乙は変更効力発生日の2ヶ月前以前に通知する事により、料金その他の契約条件を変更できるものとする。

(消費税の取扱い)

第九条 消費税法の改正により消費税率が改定された場合には、改定時に領収した消費税額との差額を別途徴収するものとする。 (協議)

第十条 本契約に定めない事項、及び本契約に疑義を生じた場合は、甲・乙の協議によって解決するものとする。 (管轄裁判所)

第十一条本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。